

AI/IoT実証プラットフォーム事業実施業務 委託仕様書

1 提案内容

(1) 提案者

AI/IoT実証プラットフォーム事業「ひろしまサンドボックス」(以下「本事業」という。)の提案者は、ひろしまサンドボックス推進協議会(平成30年5月17日設立。以下「協議会」という。)に加入する地方公共団体、民間企業、大学、研究機関、NPO法人、個人事業主等の中からコンソーシアム(団体)を組織し、これを応募単位とする。なお、当該コンソーシアムの中から、広島県と委託契約を締結する代表機関又は代表者(以下「事業代表者」という。)を1者定めること。

(2) 提案テーマ

本事業において実施するテーマは、「ひろしま未来チャレンジビジョン(平成27年10月広島県策定)」において掲げる4つの政策分野を基調とした、広島県ならではの課題の解決を優先するものとし、次に掲げるテーマから選択すること。なお、複数選択することも認める。

ア 人づくり：少子化対策、女性の活躍、働き方改革、人の集まりと定着、教育、多様な主体の社会参画

イ 新たな経済成長：産業イノベーション、農林水産業、観光、交流・連携基盤

ウ 安心な暮らしづくり：医療・介護、健康、福祉、環境、防災・減災、消費生活、治安

エ 豊かな地域づくり：魅力ある地域環境、瀬戸内、中山間地域、平和貢献

オ その他：新たな付加価値の創出や生産性の向上につながるもの

(3) 計画

提案テーマを明記し、課題を解決するためにAI/IoT等のデジタル技術を活用した実証事業の計画を提案すること。提案する実証事業の計画については、最長で、平成33年3月31日までの計画を示すこと。その際に、実証事業に必要な経費について、年度毎の概算を明記すること。

2 参加資格

本事業の公募プロポーザルに参加するにあたり、コンソーシアムが次に掲げる事項を全て満たすこと。

(1) 事業代表者及び構成員

事業代表者及び構成員は、本事業公告のうち、「2 公募型プロポーザル参加資格」に掲げる参加資格を満たすこと。

(2) 構成員数

協議会に加入する地方公共団体(広島県を除く)、民間企業、大学、研究機関、NPO法人、個人事業主等が4者以上参加するコンソーシアムであること。また、そのうち1者以上は、広島県内に本社又は主たる事務所を有する者を含むこと。

(3) 実証実験場所

提案する実証実験を実施する主たる場所が広島県内であること。

(4) 暴力団排除対象者

次の各号のいずれにも該当しないこと。

ア コンソーシアム内の各構成員の役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時業務の委託

契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。以下同じ。)が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められる。

イ 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められる。

ウ 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる。

エ 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

3 委託費

(1) 委託費の扱い

委託費は、委託契約に係る契約書に定められた用途以外への使用は認められない。

なお、採択された提案に係る予算計画書等は、必要に応じて契約時まで実施機関と広島県との間で調整のうえ、内容の修正を行うことがある。事業の途中で大幅な予算計画の変更が必要な場合、広島県の承諾が必要となる。また、委託費は委託事業終了後に受託者の実績報告書等の提出を受け、委託金額を確定した後、精算払いにより速やかに支払われる。但し、広島県が必要であると判断した場合に限り、事業実施中の概算払いも認められる。

(2) 委託費の内容

委託費の対象となる経費は次に掲げるものとする。

ア 設備備品費

委託事業の実施に直接必要な物品をリース・レンタルにより調達する場合に要する経費(委託事業のために直接必要であって、委託先又は第三者所有の実験装置、測定機器その他の設備、備品等の使用料)。

※資産性のある物品(取得価格10万円以上)の購入に要する経費は、原則認められない。

イ 消耗品費

委託事業の実施に直接必要な物品(取得価額が10万円未満又は使用可能期間が1年未満のもの)の製作又は購入に係る製造原価又は購入に要する経費。

ウ 人件費

実施計画書に登録している、コンソーシアムの実施主体に所属する実証担当者の人件費。

エ 謝金

委託事業の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等(シンポジウム、セミナー、ワークショップを含む)の開催や運営に要する委員等(講演依頼を行う外部講師を含む)への謝金。又は個人による役務の提供者への謝金。

オ 旅費

委託事業の実施に直接必要となる出張等での、実証担当者の旅費(交通費、日当、宿泊費)であって、委託先の旅費規程等により算定された経費。

カ 委員等旅費

委託事業の実施に直接必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等（シンポジウム、セミナー、ワーキング・グループを含む）の開催や運営に要した委員等旅費（交通費、日当、宿泊費）であって、委員会で定めた委員等旅費規程等により算定された経費。加えて、委員会の委員が委託事業の実施に直接必要な調査に要する、旅費（交通費、日当、宿泊費）、学会参加費、その他経費等の委員調査費であって、委員会で定めた委員等旅費規程等により算定された経費。

キ その他

(ア) 外注費、保守費、改造修理費

委託事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費（業務請負費（ソフトウェア外注費含む）、保守費及び改造修理費）。

(イ) 印刷製本費

委託事業の実施に直接必要な資料、成果報告書等の印刷、製本に要した経費。

(ウ) 会議費

委託事業の実施に直接必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等（シンポジウム、セミナー、ワーキング・グループを含む）の開催や運営に要する会議費、会場借料、消耗品費、資料作成費、その他の経費。

(エ) 通信運搬費

委託事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料、及び機械装置等運送費等。

(オ) 光熱水費

委託事業の実施に直接使用する機器等の運転等に要する電気、ガス及び水道等の経費。

(カ) その他（諸経費）

委託事業の実施に直接必要な設備、施設使用等に要する経費。また、委託事業の実施に直接必要なものであって、他項に掲げられた項目に該当しないが、特に必要と認められる経費。

ク 一般管理費

上記のアからキまでに掲げる経費の総額の10%以内の額。

4 報告及び評価

(1) 中間報告

受託者は、広島県に委託事業の進捗状況等を記した中間報告書を提出及び県が主催するヒアリングへ応じなければならない。中間報告書は、広島県のホームページ等で公開する場合がある。中間報告書の提出期限等の詳細は、別途指示する。

(2) 成果報告

受託者は、広島県に委託事業の成果等を記した成果報告書を提出及び県が主催するヒアリングへ応じなければならない。また、成果報告書をもとに、広島県において終了評価を行う。評価に際しては、追加資料の提出等を求める場合がある。なお、成果報告書は、広島県ホームページ等で公開する予定である。

成果報告書の提出期限は、2月を予定するが、詳細は別途指示する。提出部数は、正本（1部）と、電子媒体（CD-R又はDVD-R又はUSBメモリ）を合わせて提出する。来年度以降の事業継続は、成果報告書の内容を基に広島県が判断する。

(3) その他

上記の報告のほか、広島県の求めに応じて、適宜進捗を報告及び県のプロモーション事

業へ協力すること。

また、実証事業で取得したデータを広島県が活用できるよう、APIによるデータ連携を可能とすること。なお、詳細は別途、県と協議する。

5 スケジュール

委託事業の実施スケジュールは、概ね以下を想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

- 平成 30 年 12 月初旬 : 選定委員会開催, 優秀提案者の決定
- 平成 30 年 12 月下旬 : 契約条件の調整, 委託契約の締結
- 平成 31 年 2 月頃 : 成果報告書の提出・評価会の開催
- 平成 31 年 3 月末頃 : 実績報告書の提出 ※7 (2) を参照

6 知的財産の取り扱い

(1) 権利の帰属

実証期間中に知的財産権が発生した場合、産業技術力強化法（平成 12 年法律第 44 号）に基づき、一定の条件の下で所定の手続きにより、当該知的財産権を受託者側に帰属させることが可能である。

(2) コンソーシアム内における知的財産権の取扱い

知的財産の発明者が複数に渡る場合などにおいて、特許権利者、持ち分割合、費用負担などについてあらかじめコンソーシアム内で取り決めを行うことを推奨する。

7 契約に関する条件等

業務委託契約約款及び個人情報取扱特記事項に記載するほか、次の内容を遵守すること。

(1) 業務の履行

受注者は、広島県と定期的な連絡調整を行いながら円滑に業務を実施すること。

また、疑義や事故、計画変更等が発生した場合は速やかに報告・協議して適切な対応をとること。

(2) 完了検査及び委託料の精算

受注者は、業務を完了した日又は業務期間終了後 10 日以内に実績報告書（業務実施報告書及び経理書類一式）を提出すること。なお、委託料は、経理書類に基づき算出される実績額を委託料上限額の範囲内で確定し、精算する。